

東北三県凶作で岡山孤児院が収容した長期在院児への養護実践の歴史的役割

—1919(大正8)年に退院した東北児を中心に—

○ 東洋大学 氏名 菊池義昭 (会員番号 000095)

キーワード: 岡山孤児院 石井十次 災害支援史

1. 研究目的

本研究は、東北三県凶作という災害において、825人の貧孤児を収容した岡山孤児院の活動内容の歴史的役割を解明するため、この災害時に同院が収容した個々の東北児の入院から帰郷(宅)もしくは独立自活等までの養護実践の内容を裏付け、その内容が解明できれば、災害救済(支援)史研究における慈善事業(社会福祉)の固有性としての歴史的役割(意義)が立証できると認識し研究を進めているところである。つまり、岡山孤児院の災害における貧孤児の収容活動は、収容した貧孤児への教育や実業を含めた全生活を支援し、その期間が長期的、継続的であるため、彼らの在院当時の生活だけでなく、未来の人生をも内包するような支援活動になっており、それ故に、このような活動は社会福祉という領域の持つ特質を最も有効に生かした実践であり、他の領域では体现できない固有のものであると理解できるからである。

そこで、本稿では、1911年から1918年までに退院した東北児の分析結果を踏まえ、大原孫三郎理事が辞任した直後の1919年に退院した東北児の「長期的、継続的な救済(支援)」の概要を分析してみることにする。

2. 研究の視点および方法

具体的には、(1)茶臼原孤児院『大正七年日誌』と(2)茶臼原孤児院『大正八年日誌』などに記載された、1919年に退院する東北児の記述を名寄せし、①個々の東北児の入院と退院前後の具体的事実を解明し、岡山孤児院の養護実践によって成長した時期を確定し、同院の養護実践が彼らの自立過程に果たした役割の大枠を提示する。次に、②東北児の退院前後の具体的事実の中には、彼らが帰郷(宅)した事実が含まれ、この帰宅は彼らを受け取った家族等が、東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態とその後の生活の立て直しに成功した結果であったと理解でき、かつ、この立て直しは、東北児が岡山孤児院に収容されて在院(生活)していたためと判断でき、それ故同院での在院期間は東北児の家族等の生活の立て直しに貢献した期間であるとも言え、この貢献の有無を検討してみる。さらに、③東北児が家族等の許に帰郷(宅)したことで、今後東北児がその家族等の生活自活にどのように寄与するかも予測してみる。

3. 倫理的配慮

本稿は、日本社会福祉学会研究倫理方針にもとづき、東北児の氏名は記号化し、本籍地も市町村までとし、個人が特定できない倫理的配慮を実施した。

4. 研究結果

1919年は、1月に大原理事が辞任し大庭猛理事が就任した年で、この年の7月4日に退院児の退院基準を変更したため、退院児が急増することになる。当時の茶臼原孤児院には、1918年末の時点で在院児が121人、農業見習生が150人、農場学校生が55人であったが、1919年末には在院児が99人、農業見習生が78人、農場学校生が38人となり、1年間に農業見習生を中心に111人ほどが退院していた。そして、この中に東北児が42人も含まれ、その内訳は福島県21人、宮城県19人、岩手県2人であった。

つまり、先の退院基準の変更は、これまでの㊦親や親族等の許への帰郷(宅)、㊧農業での殖民や上京し就職したことによる独立、㊨結婚や婿養子による独立に加えて、新たに㊩農場学校卒業時と㊪徴兵検査終了時(病弱、低能児を除く)を退院と定めたためであった。

このため本稿では、先の42人の退院児の退院前後の動向等を、茶臼原孤児院『大正八年日誌』などから抽出し、先の㊠、㊡、㊢について分析した。その結果は、岡山孤児院の在院期間は、12年9ヶ月から13年8ヶ月で、退院年齢は、19歳3ヶ月から25歳11ヶ月に達していたため、㊠岡山孤児院の養護実践は、彼らの幼児期後半や学齢期前後半から青年期(7人、16.6%)、もしくは成人期(35人、83.3%)のライフステージの成長を全面的に支えたことが理解できた。また、退院理由をみると、親元他への帰郷(宅)が3人、親元他へ帰郷(宅)せず結婚した者が4人、就職し独立した者が2人と少なく、今回多かったのが農場学校卒業生12人と農業見習中に徴兵検査を終了した者21人であった。これは、前述したように、新たに㊩農場学校卒業時と㊪徴兵検査終了時(病弱、低能児を除く)を退院と定めたためであった。このため、親元他への帰郷(宅)は3人となり、㊡この3人の家族他が東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態から救済され、その後の生活の立て直しに貢献したことになる。また、㊢青年期や成人期で帰宅した彼らは、ほぼ1人前の収入(仕事)もしくは1人前の収入を得られる働き手として、帰宅後の家族他の生活自活に寄与することも予測できる。一方、帰宅しなかった39人は寄与せずとなった。

5. 考察

以上が、1919年に退院した東北児への「長期的、継続的な救済(支援)」の概要で、在院期間が12年9ヶ月から13年8ヶ月で、退院年齢は19歳3ヶ月から25歳11ヶ月に達していたため、全体的には幼児期後半から成人期の成長を全面的に支えたことが理解でき、このような時期のライフステージを支える歴史的役割を担っていたことが判明した。ただし、帰郷(宅)した東北児が少なかったため、東北三県凶作での被害を含む生活困窮状態とその後の生活の立て直しへの貢献や帰宅後の寄与は急減した。これは、退院基準の変更により、いまだ茶臼原孤児院の斡旋で農業見習中の者が多く、彼らの場合は入院当時より帰宅する家族等が存在せず、そのため独立に向けて残留するものが多かったためであった。